

令和5年度 農作業標準賃金

八戸市農業委員会

本表は、標準賃金であり、**目安となる金額**です。
実際に農作業を委託する場合は、ほ場条件（狭い・広い・変形・傾斜）や作業範囲（四隅の取扱い・仕上げ）、消耗品の取扱い等の諸条件について、**事前に当事者間で十分に協議して決めてください。**

1. 農作業労働賃金

作業名		標準単位	標準賃金(円)
水田	一般作業	8時間労働	6,900
畑	一般作業（たばこ含む）	〃	6,900
果樹	剪定	〃	10,300
	摘果・袋かけ・収穫	〃	6,900

【注意】まかない費は含まず。男女共同じ。
青森県最低賃金 1時間 853円（令和4年10月5日改定）を参考に算定しております。
※青森県最低賃金が改定された場合は、賃金が最低賃金額以上になるようにしてください。

2. 農作業受委託料金

作業名		標準単位	標準料金(円) ※消費税含む	
水田	耕起（トラクター）	10アール当り	6,100	
	代かき	〃	6,300	
	田植（機械植）	〃	7,100	
	田植機用苗	苗（1箱当り）	800	
	刈取バインダー（ひもを除く）	10アール当り	7,300	
	脱穀	〃	6,900	
	コンバイン（ひもを除く）	〃	14,500	
	乾燥・調製	60kg当り	1,400	
	畦ぬり（片側）	1m当り	30	
畑	耕起（トラクター）	10アール当り	5,000	
	トレンチャー	〃	43,000	
	麦	コンバイン（ひもを除く）	〃	8,800
		生乾燥	60kg当り	1,500

お問合せは八戸市農業委員会まで 電話 0178-43-2111（内線4013）